

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

### 2 基本方針

誰もが身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障害の有無にかかわらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活するという考え方に基づいた地域社会の実現を図るため、住民が相互に理解し、支え合いを実践していくことが重要です。

平成28年6月に、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定をうけ「地域共生社会の実現」を推進するため各種法改正がなされてきたところです。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」の推進を図るため、基本方針の大項目に次の(1)から(3)までを定め取組を推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大が脅威となり、様々な活動や取組について看過できない影響はあるものの、感染症対策に十分配慮しながら、地域福祉計画に定める取組を推進します。

#### (1) 福祉で安心・安全な地域づくり

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など、各分野の制度に応じた対応を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。

地域生活課題を地域住民が自らの課題として捉えることが必要であることから、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めるとともに、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスの検討を進める際の支援を推進します。

また、地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりは、小地域ネットワーク事業を中心に進め、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流を図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

近年、頻発している災害に対しては、平常時における見守り体制、避難支援名簿の整備、避難支援者との連携強化を図り、地域の防災意識の向上と突然の発災に対応できる避難支援体制の構築を目指します。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として「我が事」として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

## (2) 福祉を支える組織づくり・人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域生活課題を「我が事」として捉え、住民自身が地域へ関わり、地域において積極的な福祉活動が展開される必要があります。

自家用車を持たない方など交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議の活用により福祉ニーズを把握し、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討します。

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を推進していきます。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

## (3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を丸ごと受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

地域においては、地域セーフティネット会議を中心に地域生活課題を情報共有し、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

相談はどこの窓口で受けても断らず、住民が安心して相談できる体制を構築し、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

また、福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

# 第3期奥州市地域福祉計画 体系図

## 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

## 基本方針

## 施策の基本方向

第1節  
福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節  
福祉を支える組織づくり・人づくり

1 移動制約者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動制約者の支援の仕組みづくり

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

3 地域福祉を支える人材の育成

- (1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節  
包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護事業の周知と利用支援

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり